

富岡町農業委員会告示第9号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号の規定に基づき、富岡町農業委員会が別段に定める面積を下記のとおりとする。

令和2年7月15日

富岡町農業委員会
会長 遠藤 則 政



記

設定区域	農地区分	別段の面積
富岡町内全区域	農業振興地域内の農用地	30アール
	その他の農地	10アール